

議案第 57 号

京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例の一部改正について

京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

新たなふるさと産品の創出に加え、既存のふるさと産品の生産強化等もクラウドファンディング等の方法による支援の対象とするため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例の一部を改正する条例

京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例（令和３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京丹後市新たなふるさと産品創出等推進条例

第１条中「創出」の次に「又は既存のふるさと産品の生産強化等（以下「新たなふるさと産品の創出等」という。）」を、「創出」の次に「等」を加える。

第３条第１項、第４条、第５条、第６条第１項及び第７条中「創出」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例(令和3年京丹後市条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<u>京丹後市新たなふるさと産品創出 推進条例</u> 令和3年3月30日 条例第9号 (目的) 第1条 この条例は、新たなふるさと産品の創出_____が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たなふるさと産品の創出__の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び事業者の役割を明らかにし、もって、新たなふるさと産品の創出__に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。 第2条 (略) (基本理念) 第3条 新たなふるさと産品の創出__の推進は、市と事業者が連携し、市の地域特性を生かした魅力あるふるさと産品の創出__となるよう努めるとともに、産業振興及び雇用促進に関する施策の調和と地域社会の貢献が図られるよう行うものとする。 2 (略) (市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、新たなふるさと産品の創出__の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、新たなふるさと産品の創出__に取り組む事業者にクラウドファンディングその他の方法により支援を行うものとする。 3 市は、事業者に対し、新たなふるさと産品の創出__における必要な情報の提供、あつせんその他の支援を行うよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第5条 事業者は、基本理念に基づき、魅力的かつ安全で安心な質の高	<u>京丹後市新たなふるさと産品創出等推進条例</u> 令和3年3月30日 条例第9号 (目的) 第1条 この条例は、新たなふるさと産品の創出又は既存のふるさと産品の生産強化等(以下「新たなふるさと産品の創出等」という。)が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たなふるさと産品の創出等の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び事業者の役割を明らかにし、もって、新たなふるさと産品の創出等に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。 第2条 (略) (基本理念) 第3条 新たなふるさと産品の創出等の推進は、市と事業者が連携し、市の地域特性を生かした魅力あるふるさと産品の創出等となるよう努めるとともに、産業振興及び雇用促進に関する施策の調和と地域社会の貢献が図られるよう行うものとする。 2 (略) (市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、新たなふるさと産品の創出等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、新たなふるさと産品の創出等に取り組む事業者にクラウドファンディングその他の方法により支援を行うものとする。 3 市は、事業者に対し、新たなふるさと産品の創出等における必要な情報の提供、あつせんその他の支援を行うよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第5条 事業者は、基本理念に基づき、魅力的かつ安全で安心な質の高

現行	改正案
いふるさと産品の創出__に努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する新たなふるさと産品の創出__における施策に協力するよう努めるものとする。 (広報活動等) 第6条 市は、新たなふるさと産品の創出__に関して、事業者及び消費者の関心及び理解を深めるため、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略) (財政上の措置) 第7条 市は、新たなふるさと産品の創出__を実現する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 第8条 (略)	いふるさと産品の創出<u>等</u>に努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する新たなふるさと産品の創出<u>等</u>における施策に協力するよう努めるものとする。 (広報活動等) 第6条 市は、新たなふるさと産品の創出<u>等</u>に関して、事業者及び消費者の関心及び理解を深めるため、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 (略) (財政上の措置) 第7条 市は、新たなふるさと産品の創出<u>等</u>を実現する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 第8条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第57号
京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例の一部改
正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》		《市民参加の状況》				
新たなふるさと産品の創出に加え、既存ふるさと産品の生産強化等もクラウドファンディング等の支援の対象とすることにより、ふるさと産品の拡充を図るものである。		有 ・ (無) (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)				
		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
R5年度					40,000	
40,000						
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》				
本条例は、新たなふるさと産品の創出に取り組む事業者に対してクラウドファンディング等の方法により支援を行うこととしているが、市内事業者からの意見をふまえ、既存ふるさと産品の生産強化等に取り組む事業者も支援の対象とし、ふるさと産品の拡充及びふるさと納税の更なる推進を図るため、条例の一部改正を行うものである。		新たなふるさと産品の創出への支援に加え、既存ふるさと産品の生産強化等へも支援を行うことにより、産業振興及び雇用促進の効果が見込まれる。				
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》				
R5.3.14 「ふるさと産品創出支援事業補助金」事業者説明会 当該説明会において、市内事業者から補助対象として既存ふるさと産品の拡充も検討してほしい旨の意見あり		総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）		
R5.5.26 例規審査委員会で改正条例案について審査		○その他の計画(該当する場合のみ)				
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		市長公室	ふるさと応援推進課	有 (無)		